

香取おみがわ医療センター人工透析患者送迎車両運行管理業務に係る公募型プロポーザルの
質問内容及び回答

No.	資料名	頁／ 様式	該当箇所	タイトル	質問内容	回答
1	業務仕様書 (請負用)	2	7-(1)	業務体制	管理責任者は兼務の弊社支店担当者を想定していますが、常駐の必要は無く電話及びメールなどにより指示する運用でよろしいでしょうか？	常駐の必要は、ありません。 なお、当医療センターへの定期的な訪問の有無、有の場合の訪問の頻度、有無にかかわらず管理責任者の業務運用方法等について企画提案書に記載してください。
2	業務仕様書 (請負用)	3	7-(9)	業務体制	点検整備時（故障）の代替車両の準備についてです。 受注者の責に帰する場合は受注者の負担が良いと思うのですが、受注者に調整できない事情での代替車両のレンタル費用は発注者側で負担いただきたいです。 なお、メーカー不備の場合はメーカーの費用負担となります。	受注者の責に帰する場合は、お見込みのとおりです。 受注者に調整できない事情（例えば、点検整備時に故障が見つかり、その修理に複数日を要する場合等）での代替車両レンタル費用の経費負担は、発注者側になります。 なお、法定定期点検や車検整備に係る対応では、仕様書（請負用）7-(9)に記載のとおり、受注者と整備工場で事前調整を図ることで、日曜日1日で行うことができるよう、発注者と送迎車両賃貸人とで協議済みであり、代替車両の準備は不要であると考えます。
3	業務仕様書 (請負用)	4	8-(8)	経費負担	故障時の修理負担についてです。 受注者の責に帰さない場合、通常はメンテナンスリースの範囲で補償され、所有者（発注者）負担だと考えますが、受注者が負担するケースはどのような想定をされていますでしょうか？	通常使用による故障が発生した場合の修理費用はメンテナンスリースの範囲で補償します（発注者側の負担とします）。 受注者の責に帰する事故、過失により故障が発生した場合の修理費用については、受注者が負担するものと考えます。